

■点検報告の義務のある防火対象物・報告期間

防火対象物 (消防法施行令別表第1)		点検結果 報告の期間
(1) イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回
ロ	公会堂、集会場	
イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	
(2) ロ	遊技場、ダンスホール	
ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
ニ	個室のカラオケ、ネットカフェ等	3年に1回
(3) イ	待合、料理店等	
ロ	飲食店	3年に1回
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場	
(5) イ	旅館、ホテル、宿泊所等	1年に1回
ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	
イ	病院、診療所、助産所	3年に1回
(6) ハ	福祉施設等 (自力避難困難者が入所する施設)	
ニ	福祉施設等 (通所施設等)	
(7)	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	1年に1回
(8)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	
(9) イ	図書館、博物館、美術館等	3年に1回
ロ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	
(10)	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	1年に1回
(11)	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る)	
(12) イ	神社、寺院、教会等	3年に1回
ロ	工場、作業場	
(13) イ	映画スタジオ、テレビスタジオ	1年に1回
ロ	自動車車庫、駐車場	
(14)	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	3年に1回
(15)	倉庫	
(16) イ	前各項に該当しない事業所	1年に1回
ロ	複合用途防火対象物のうち、その一部が (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
(16)2	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年に1回
(16)3	地下街	
(17)	建築物の地階 (16の2項に掲げるものを除く) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの 〔(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る〕	1年に1回
(18)	文化財保護法 (昭和25年法律第214号) の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡もしくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律 (昭和8年法律第43号) の規定によって重要美術品として認定された建造物	
(19)	延長50メートル以上のアーケード	3年に1回
(20)	市町村長の指定する山林	
(21)	総務省令で定める舟車	

は特定防火対象物

■消防用設備等の種類別点検資格・点検期間

消防用設備等の種類 (注1)		点検期間	
		機器点検	総合点検
消火設備	消火器具	6ヵ月	1年
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備		
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
警報設備	自動火災報知設備	3ヵ月	1年
	ガス漏れ火災警報設備		
	漏電火災警報設備		
	消防機関へ通報する火災報知設備		
	非常警報器具及び非常警報設備		
避難設備	非常通報装置 (119番通報)	3ヵ月	1年
	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機避難橋その他の避難器具		
用消水防	誘導灯及び誘導標識	3ヵ月	1年
	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水		
必要消火活動に なす施設に する設備等	排煙設備	6ヵ月	1年
	連結散水設備		
	連結送水管		
	非常コンセント設備		
	無線通信補助設備		
有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備	6ヵ月	1年
	パッケージ型自動消火設備		
	共同住宅用スプリンクラー設備		
	共同住宅用連結送水管		
	共同住宅用自動火災報知設備		
用設備等	住戸用自動火災報知設備	6ヵ月	1年
	共同住宅用非常警報設備		
配線・非常電源・操作盤	共同住宅用非常コンセント設備	6ヵ月	1年
	非常電源専用受電設備		
非常電源・操作盤	蓄電池設備	6ヵ月	1年
	自家発電設備		
	配線		
	操作盤		

(注1): チェックされた設備等が設置され、点検を要するものです。

メンテナンスに関することは、当社営業社員までお問い合わせください。

消火用設備のメンテナンスは、対象建物、点検内容、実施者、報告などさまざまなことが消防法により定められています。
疑問点、質問などがありましたら、防災のエキスパートであるヤマトプロテック営業社員までお気軽にご連絡ください。防災コンサルタントとして、適切なアドバイスをさせていただきます。

※カタログ掲載商品は改良などのため、予告なく仕様・規格変更を行うことがあります。ご了承ください。

※このカタログは、再生紙を使用しています。

●あらゆる防災設備・機器のご用命は下記へ……………

ヤマトプロテック株式会社

本社 東京都港区白金台5-17-2 [ホームページ http://www.yamatoprotec.co.jp/](http://www.yamatoprotec.co.jp/)
大阪・名古屋・札幌・仙台・さいたま・静岡・広島・尾道・四国・福岡・鹿児島／大阪工場・東京工場・中央研究所

07-017-1704.DAI



守りたい 守れる力
Wishing for Your Safety

Maintenance Management System



消防点検情報をWebで一元管理

MMS
MAINTENANCE MANAGEMENT
SYSTEM



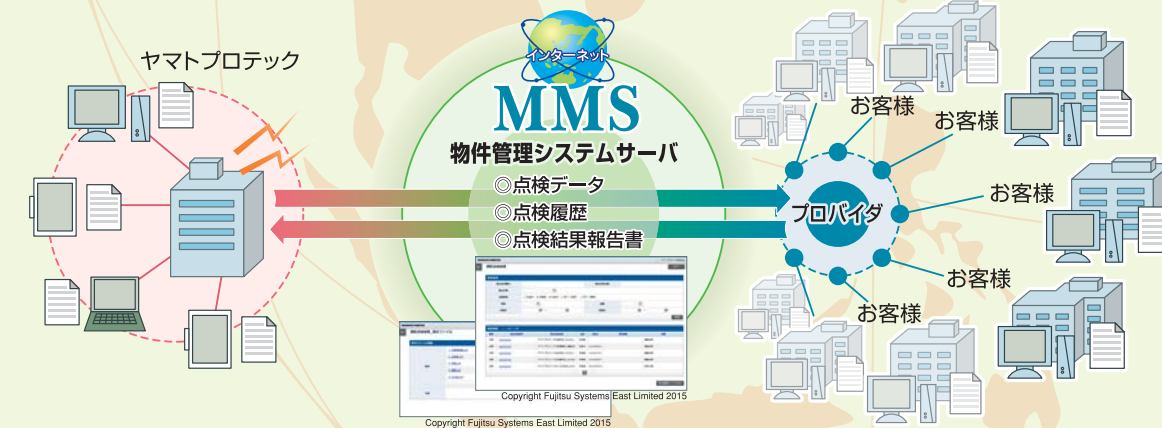
ヤマトプロテック株式会社

『**MAINTENANCE MANAGEMENT SYSTEM**』は
安全、簡単、便利に消防用設備等の点検を管理できるサービスです。
消防設備等のトップメーカーである当社では、
最適な状況で施設を管理するファシリティマネジメントの観点から消防設備等を捉え、
お客様の設備管理を総合的にサポート致します。

MAINTENANCE MANAGEMENT SYSTEMの特長

1・消防点検情報をWebで一元管理

お客様の各地の支店・工場等の消防用設備等のメンテナンス情報を一元管理することが可能なので、煩雑になりがちな、複数物件のメンテナンス情報を集約し、従来よりも管理しやすくなります。各物件のメンテナンス状況が一覧で確認できるため、点検漏れなどのコンプライアンス違反の防止につながります。



いままでは各地の支店⇒地元の点検業者に発注、管理も支店に任せていて、管理が大変でした。
ヤマトプロテックなら全国対応、Webにて点検結果報告書等の一元管理が可能です。Web環境があればいつでも、どこでも
閲覧・ダウンロードが可能。書類管理がラクラクになります！

2・点検の日程がWebで確認できる

いままでは、メール・電話・FAX等を使った日程確認が大変でした。当社の「MAINTENANCE MANAGEMENT SYSTEM」では、Webにて点検の日程が確認できて便利です。

3・膨大な資料のペーパーレス化を実現

いままでは膨大な点検結果報告書等がありましたが、これからは当社のサーバーにお客様の所有する物件の点検結果の情報がデータで閲覧できます。

※点検結果報告書の書類での提出は法律上必要ですので、ご提出はさせていただきます。

MMSにて使用するデータは全てデータセンターにて管理をしております。以下に代表される第三者認証の取得に基づく厳格な運用ポリシーの徹底により、お客様の大切なシステム環境の保守運用を実施しています。

ISO/IEC27001:2005 JIS Q 27001:2006	情報セキュリティマネジメントシステムの適合性認証
SOC2	米国公認会計士協会 (AICPA) の基準を利用して提供される内部統制の仕組みや実施内容を評価、保証する制度

無料で利用 「MAINTENANCE MANAGEMENT SYSTEM」は、セキュリティで保護されたお客様専用のサービスです。当社との契約期間中は無料でご利用いただけます。

経年劣化を考慮した「予防保全」

- 消防法の基準を超える独自の保守基準を設定。
- 消防設備のライフサイクルを考慮した適切な部品交換・修理を実施。
- 設備の機能喪失・性能低下を防ぎ、不良を出さない「予防保全」を実現。

ヤマトプロテックのメンテナンス

防災のプロによる点検

- ヤマトプロテックの専門講習を受けた国家資格を持つプロが担当。
- 法より厳しい基準を設定し、高品質なメンテナンスをご提供。
- 設備作動監視システムによる安心感を提供。

トップメーカーのコンサルティング

- 24時間対応の緊急連絡システムを導入。
- 企業防災をトータルにご提案。
- 消防法の説明、最新情報等のご提供。

対象になる消防用設備等



24時間全国緊急連絡システム

消防設備が常に正しく作動するよう、夜間・日曜・祝祭日を通して365日24時間対応する緊急連絡システムを導入。トラブル発生時はいつでも迅速に対応いたします。

→ のラインは、日曜・祝祭日夜間時の連絡体制
← のラインは、上記以外の通常時連絡体制



企業防災コンサルティング

顧客企業の施設に応じた消防設備システムのご提案を始め、工場防災フォーラム・多様な防災訓練・非常用備蓄品まで災害対策を包括的にご提供致します。

